

森林法の一部を改正する法律

(平成一六年三月三十一日法律第二号)

一、提案理由(平成一六年三月一七日・衆議院農林水産委員会)

亀井国務大臣 森林法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

近年、森林に対する国民の要請は、国民生活の向上や価値観の多様化等を背景としてますます多様化、高度化しており、これに的確にこたえ、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林の適正な整備及び保全を図っていくことが不可欠であります。

しかしながら、これを支える林業をめぐる状況を見ますと、採算性の悪化等に伴い、必ずしも適正な森林施業が行われているとは言いがたい状況にあります。

このような中、特に喫緊の課題となっている地球温暖化防止のための森林吸収源対策の施策の柱をなす健全な森林の整備、保安林の適切な管理保全、国民参加の森林づくり等を推進するため、これに対応する措置を講じることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、要間伐森林制度の改善であります。

間伐等の施業が適正に行われていないものとして市町村長が指定する要間伐森林について、市町村長がその指定する者と施業の委託について協議するよう勧告できることとするほか、最終的な措置として都道府県知事が行う施業代行の裁定の要件を緩和して、適正な施業が確保されるように措置することとしております。

第二に、特定保安林制度の恒久化であります。

保安林の機能を適切に発揮させていくため、森林法において行為規制とあわせて施業確保のための措置を講じることとし、これまで保安林整備臨時措置法において講じられていた機能が低下した特定保安林に係る施業の勧告等の措置を森林法に移行させるとともに、この場合に保安施設事業を実施する際の手続の簡素化の措置等を講ずることとしております。

第三に、施業実施協定制度の拡充であります。

国民参加の森林づくりを助長するため、森林ボランティア活動を行う者と森林所有者等とが締結する森林施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度を創設することとしております。

このほか、林業普及指導事業について普及指導職員の一元化を図る等の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成一六年三月二三日)

高木義明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地球温暖化防止のための森林吸収源対策の柱である健全な森林の整備、保安林の適切な管理保全、国民参加の森林づくり等を推進するため、要間伐森林制度の改善、特定保安林制度の恒久化等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三月十七日亀井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、本二十三日質疑を行いました。質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年三月二三日）

林業の採算性の悪化等により適正な施業が行われていない森林が増加する中、健全な森林の整備、保安林の適切な管理・保全、国民参加の森林づくり等を推進することは、地球温暖化防止のための森林吸収源を確保する上でも極めて重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、森林の有する多面的機能が一層持続的に発揮されるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

記

- 一 要間伐森林制度の運用に当たっては、間伐等の施業の円滑かつ適正な実施が確保されるよう指導・助言を行うとともに、緊急かつ計画的な間伐の実施に向けた新たな施策を構築すること。また、間伐の採算性確保に向け、コストの縮減、間伐材の用途拡大等の取組を一層強化すること。
- 二 特定保安林制度の恒久化に当たっては、機能が低下した保安林における森林所有者等の施業実施を助長する措置を講ずるとともに、施業が行われない場合にあっては、保安施設事業の機動的な実施により、特定保安林の機能回復を図ること。
- 三 施業実施協定制度の拡充に当たっては、国民参加の森林づくりの取組を一層推進するため、森林ボランティア活動を行う団体等と森林所有者等との連携構築に向けた条件整備に努めること。
- 四 普及指導職員の一元に当たっては、新たに置かれる林業普及指導員の資質の向上を図るとともに、森林・林業をめぐる課題に的確に対応した林業普及指導事業を推進すること。
- 五 地球温暖化対策としての森林吸収源対策を着実に推進するため、森林の整備・保全の効率的・効果的实施や木材利用の推進を図るとともに、温暖化対策税等新たな税財源措置を含め、安定的な財源の確保に向けた検討を加速すること。

右決議する。

三、参議院農林水産委員長報告（平成一六年三月三一日）

岩永浩美君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査

の経過と結果を御報告をいたします。

まず、森林法の一部を改正する法律案は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮等を図るため、平成十六年三月三十一日で失効する保安林整備臨時措置法の特定保安林制度を森林法に移行するとともに、特定非営利活動法人等が行う森林施業の実施に関する協定制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、保安林整備臨時措置法が果たしてきた役割、森林整備の推進と財源の確保、森林ボランティア活動への支援、林業普及指導事業の在り方、林業・山村の活性化と国産材の需要拡大策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告を申し上げます。